

〔介護保険制度〕

住宅改修の手引き



令和 7 年 5 月

立川市保健医療部介護保険課

目 次

1. 制度の主旨等	1
2. 保険給付の対象となる住宅改修の種類	1
(1) 手すりの取り付け	1
(2) 段差の解消	1
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	1
(4) 引き戸等への扉の取り替え	1
(5) 洋式便器等への便器の取り替え	1
(6) 上記の改修に付帯して必要となる改修	2
3. 申請ができる方の要件	2
4. 支給限度基準額	3
(1) 支給限度基準額（利用限度額）	3
(2) 支給限度基準額の例外措置	3
5. 償還払いと受領委任払い	4
(1) 償還払い	4
(2) 受領委任払い	4
6. 支給申請の手続き	5
7. 申請に必要な書類	6
(1) 事前申請（改修工事着工前の手続き）	6
(2) 事後申請（改修工事完了後の手続き）	8
8. 申請にあたっての留意事項	9
(1) 対象となる種類の改修であっても保険給付を受けられない場合	9
(2) 申請の際に注意を要する事例	10
9. 事前申請承認後の変更等への対応	12
(1) 改修工事の内容が変更になる場合	12
(2) 申請を取り下げる場合	13
(3) 改修箇所を利用できなかった場合	13
10. その他	13
(1) 生活保護受給者の場合	13
(2) 複数の改修業者からの見積書の徴取	13
11. 申請書類様式と記載例	14
(1) 事前申請書類	14
(2) 事後申請書類	23
(3) その他	25
12. 住宅改修費給付Q & A	27
(1) 手すりの取り付け	27
(2) 段差の解消	28
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	30
(4) 引き戸等への扉の取り替え	30
(5) 洋式便器等への便器の取り替え	31
(6) 複合（ユニットバスの設置等）	32
(7) その他	33

1. 制度の主旨等

介護保険制度における「住宅改修費の給付」は、要介護・要支援の認定を受けている方が、可能な限り在宅で自立した生活続けることができるように、保険給付の対象となる住宅改修（手すりの取り付けなど）を行った場合に、費用の一定割合を給付するものです。

保険給付の対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないように、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡なども考慮して、手すりの取り付け、段差の解消など比較的小規模なものであり、支給限度基準額（利用限度額）は、これらに通常要する費用を勘案して 20 万円となっています。

住宅改修にあたっては、被保険者の心身の状況や日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算などを総合的に検討することが必要です。ご本人・ご家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした改修計画を立てられますよう、お願いいたします。

2. 保険給付の対象となる住宅改修の種類

（１） 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事が対象となります。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなど適切なものとします。なお、取付工事で固定しないで、便器を囲んだり、床に置いたりして使用する手すりは、住宅改修の保険給付の対象外となりますが、福祉用具貸与として利用できる場合があります。

（２） 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差や傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事などが対象になります。なお、取付工事で固定しないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは福祉用具購入の対象になります。また、昇降機、リフト、段差解消機など、動力により段差を解消する機器を設置する工事は保険給付の対象外となります。

（３） 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室における床材の滑りにくいものへの変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更などの工事が対象になります。

（４） 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去などの工事も対象になります。ただし、引き戸等への扉の取り替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置費用は保険給付の対象外となります。

（５） 洋式便器等への便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事や、既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象です。また、和式便器から、暖房便座や洗浄機能などが付加されている洋式便器への取り替えは含まれますが、既に洋式便器である場合にこれらの機能を付加する工事は保険給付の対象外となります。なお、腰掛便座の購入は福祉用具購入の対象となります。

（６） 上記の改修に付帯して必要となる改修

前記（１）～（５）の改修に付帯して行われる下記の工事等も対象となります（例示）。

① 手すりの取り付け

- ・ 手すりの取り付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

- ・ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりのための設置）

③ 床または通路面の材料の変更

- ・ 床材の変更のための下地補強や根太の補強、または通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取り替え

- ・ 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 便器の取り替え

- ・ 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、床材の変更

３．申請ができる方の要件

住宅改修費の支給申請を行うには、原則として事前申請時に申請者（被保険者）が下記の要件をすべて満たしていることが必要になります。

- 要介護・要支援認定を受けていること
- 被保険者証に記載されている住所地に居住していること
- 申請時に病院や施設に入院・入所している場合は、退院・退所の予定が決まっていること
- 申請前に担当のケアマネジャー、または地域包括支援センターの職員等に相談していること

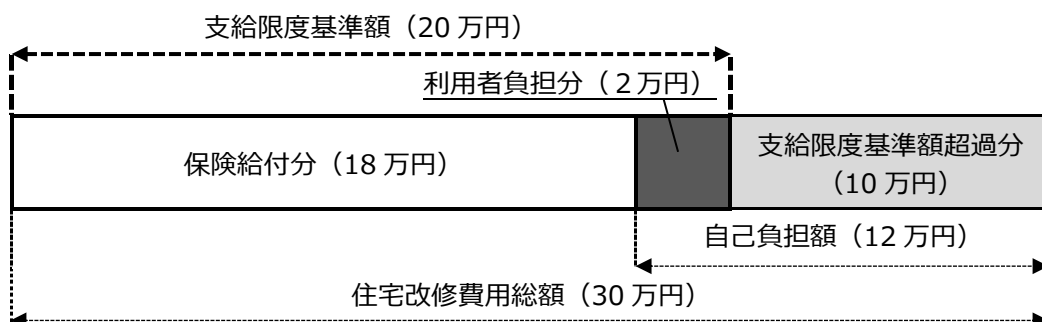
※ 要介護・要支援認定の新規申請中の方や転入・転居を予定されている方などで、緊急やむを得ない理由で転入前に工事を行わなければならない等の場合は、市介護保険課介護給付係まで事前にご相談ください。

4. 支給限度基準額

(1) 支給限度基準額（利用限度額）

被保険者 1 人に対する住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護状態区分に関わらず 20 万円となっています。消費税を含む 20 万円までの費用について、申請者（被保険者）の負担割合（1 割・2 割・3 割）に応じて、9 割または 8 割または 7 割分を住宅改修費として保険給付します。なお、支給限度基準額（20 万円）の範囲内であれば、何回かに分けて利用（支給申請）することも可能です。また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20 万円を超えた部分は全額自己負担になります（下図を参照してください）。

〔30 万円の住宅改修を行った場合（申請者の負担割合が 1 割の場合）〕



(2) 支給限度基準額の例外措置

前述のとおり、住宅改修費の支給限度基準額（利用限度額）は 20 万円となっているため、20 万円までの住宅改修を行った場合には、一定の期間が経過してもさらに介護保険での住宅改修を行うことはできませんが、下記のとおり、要介護状態が著しく重くなった場合や、転居した場合には、「支給限度基準額の例外」として、それまでの利用額をリセットして、改めて 20 万円までの住宅改修を行うことができます。

① 要介護状態が著しく重くなった場合（支給限度基準額の例外）（3 段階リセット）

初めて住宅改修費が給付された住宅改修の着工日における要介護状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が 3 段階以上上がった場合、再度 20 万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。なお、「3 段階リセット」は、同一住宅・同一被保険者について 1 回しか適用されません。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分 (3 段階リセットが適用される区分)
要支援 1 (第 1 段階)	要介護 3 (第 4 段階)、要介護 4 (第 5 段階)、 要介護 5 (第 6 段階)
要支援 2 および要介護 1 (第 2 段階)	要介護 4 (第 5 段階)、要介護 5 (第 6 段階)
要介護 2 (第 3 段階)	要介護 5 (第 6 段階)

※ () 内は「介護の必要の程度」の段階

※ 要支援 2 と要介護 1 の「介護の必要の程度」の段階は、同じ「第 2 段階」になりますので、ご注意ください

② 転居した場合（支給限度基準額の例外）（転居リセット）

支給限度基準額（利用限度額）の管理は現に居住している住宅について行われるため、住民登録の異動を伴う転居をした場合には転居後の住宅について、改めて 20 万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。なお、同住所地で居宅を建替えた場合は、住民登録の異動を伴わないため、リセットは行われません。

5. 償還払いと受領委任払い

住宅改修費の支払い・給付方法は、一旦全額を改修業者に支払い、あとから保険給付分の支給を受ける「償還払い」が原則となりますが、立川市では、自己負担分のみを支払い、保険給付分を市から改修業者に直接支給する「受領委任払い」の方法を選択することもできます。ただし、「受領委任払い」を選択する場合は、申請者（被保険者）・改修業者に一定の要件がありますので、ご注意ください。

（１） 償還払い

「償還払い」とは、改修費用の全額を一旦改修業者に支払い、その後、市に申請を行うことにより、保険給付分（所得により9割・8割・7割）の支給を受けることです。介護保険法上、住宅改修費の給付については、この償還払いの方法が原則となります。

（２） 受領委任払い

「受領委任払い」とは、改修費用のうちの自己負担分（所得により1割・2割・3割）のみを改修業者に支払い、保険給付分（所得により9割・8割・7割）については、市が直接改修業者に支給することです。

一時的といえども経済的な負担が重く、改修が困難な方などについては、この受領委任払いの方法により改修を行っていただくことができます。なお、下記のとおり、受領委任払いを利用できない方に該当する場合や、改修予定業者が受領委任払い取扱事業者として市に登録されていない場合は、「償還払い」の方法により住宅改修を行っていただくことになります。

① 受領委任払いを利用できない方

介護保険料の滞納により給付制限を受けている方は、受領委任払いを利用することができません。ケアマネジャーや改修業者の方は、申請の際に申請者（被保険者）の被保険者証をご確認ください。

② 受領委任払いで改修を行うことのできる事業者

「受領委任払い」が利用できるのは、市に受領委任払い取扱事業者としての登録をしている事業者が工事を行う場合に限ります。受領委任払いを取り扱うことができる事業者は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。なお、新たに受領委任払いの登録を行いたい事業者は、市のホームページをご覧ください。市介護保険課へお問い合わせください。

6. 支給申請の手続き

住宅改修費の給付を受けるためには、改修工事を行う前に必ず市に対して申請（事前申請）して、予定している改修の内容が、保険給付の対象となる改修か、申請者（被保険者）の心身の状況等に合ったものか、支給限度基準額（利用限度額）の範囲内かなどについて確認・審査を受ける必要があります。このため、事前申請を行わずに実施された改修につきましては、保険給付の対象外となります。

また、事前申請および市の審査を経て行われた住宅改修は、完了後に改めて支給申請（事後申請）を行っていただき、事前申請の内容どおりに改修が行われたことが確認できた場合には、住宅改修費の給付を決定します。申請等の具体的な流れは下記のとおりですので、ケアマネジャー等にもご確認の上、手続きを進めてください。

① 【申請者】 担当のケアマネジャー等に相談し、理由書の作成を依頼する
担当のケアマネジャーに住宅改修について相談するとともに、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。なお、担当のケアマネジャーがいない場合には、お住まいの地域にある地域包括支援センターの職員に相談・依頼してください。
② 【申請者】 改修業者に工事費の見積りを依頼し、工事を行う業者を決定する
作成した理由書をもとに改修業者に費用の見積りを依頼し、工事を行う事業者を決定します。なお、費用の見積りはできる限り複数の事業者からとって、内容や金額について比較・検討してください。
③ 【申請者またはケアマネジャー等】 申請書類を市に提出する（事前申請）
保険給付費の給付方法（償還払いまたは受領委任払い）を選択の上、「介護保険住宅改修費支給申請書」と必要書類（P6～8参照）を市に提出します（ケアマネジャーや改修業者等が代行する場合があります）。なお、事前申請は原則として着工予定日の2週間前までに行ってください。
④ 【市】 改修内容の確認・審査を行う
提出された書類に基づいて、市が受給資格や利用限度額、保険給付の対象となる改修かどうかなどについて確認・審査を行い、申請者（被保険者）に対して「介護保険住宅改修費支給にかかる事前申請承認書」を送ります（申請後、1週間～10日程度）。なお、書類に不備があった場合などは、修正・追加提出などをお願いすることがあります。また、改修内容や工事費用等につきましては、市から担当ケアマネジャーや改修業者に、改修内容の確認等のため、問い合わせをする場合があります。
⑤ 【申請者】 改修業者に工事を依頼し、実施する
市から送られた承認書をケアマネジャーおよび改修業者に提示した上で、改めて改修を依頼し、実施します。なお、承認書に記載された「承認決定日」より前に着工した場合は、保険給付の対象外となります。
⑥ 【申請者】 工事代金を支払う
改修工事完了後、改修業者の請求に基づいて代金を支払い、領収証を受け取ってください。なお、代金については、償還払いの場合は全額、受領委任払いの場合は負担割合（1割・2割・3割）に応じた額を支払います。
⑦ 【申請者またはケアマネジャー等】 完了届等を市に提出する（事後申請）
「介護保険住宅改修完了届」と必要書類（P8～9参照）を市に提出します（ケアマネジャーや改修業者等が代行する場合があります）。
⑧ 【市】 改修内容の確認・審査および支給決定を行う
提出された書類に基づき、実施された改修工事の内容の確認・審査を行うとともに、保険給付費の支給決定を行います。
⑨ 【市】 支給決定通知を送付し、指定の口座に保険給付費を振り込む
支給決定に基づき、申請者（被保険者）に「支給決定通知書」をお送りするとともに、受領委任払いの場合は事業者にも「支給のお知らせ」を送付し、保険給付額（9割・8割・7割）を申請者（被保険者）または事業者の指定の口座に振り込みます。なお、給付額は、事後申請のあった月の翌月25日頃に振り込みます。

7. 申請に必要な書類

(1) 事前申請（改修工事着工前の手続き）

〔必要書類一覧〕

提出書類		備考
①	介護保険住宅改修費支給申請書	支給方法により申請書の様式が異なります（償還払い用・受領委任払い用の2種類）
②	住宅改修が必要な理由書	原則としてケアプラン作成を担当しているケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が作成します
③	工事費見積書（内訳書）	原則として住宅改修業者が作成します
④	改修予定箇所と生活状況（生活上の動線）が確認できる図面（平面図・立面図等）	原則として住宅改修業者、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が作成します
⑤	改修予定箇所が確認できる写真	原則として住宅改修業者が作成します
⑥	住宅改修の承諾書または住宅改修の承諾についてのお願い	持ち家の場合と賃貸の場合で様式が異なります
⑦	給付費受領委任状	償還払いの場合で、給付費の振込口座を申請者（被保険者）本人以外の口座にする場合に提出してください
⑧	その他市から提出を求められた書類	改修工事の内容等により、追加で書類の提出を求める場合があります

〔書類作成上の留意事項〕

① 介護保険住宅改修費支給申請書〔P14・15 参照〕

- 保険給付費の支給方法（償還払い・受領委任払い）により支給申請書の様式が異なります。
- 記載例を参考に、必要事項を記入してください。なお、書き間違えた場合は、間違えた箇所に二重線を引き、訂正してください。
- 「改修予定費用」の欄は、保険給付対象外の工事費用も含めた金額を記入してください。
- 「事前承認の電話連絡先」の欄は、事前申請の内容について承認が決定した際に、申請者（被保険者）への承認通知に加えて、市からケアマネジャー等の関係者に電話連絡をしますので、連絡先を選んで記入してください。

② 住宅改修が必要な理由書〔P16・17 参照〕

- ご本人の身体状況や病気等の情報、また福祉用具など他の介護保険サービスとの調整等が必要なため、原則として担当のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員に作成を依頼してください。
- やむを得ない理由により、ケアマネジャー以外の方が理由書を作成する場合は、ケアマネジャー等と理由書作成者の間で十分な連絡調整を行っていただくとともに、作成後は理由書の「ケアマネジャー」の欄にケアマネジャー等の署名などによる確認をもらうようお願いいたします。
- ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員以外の方で理由書が作成できる方は、次の資格を持った方です。
 - ・ 作業療法士

- ・ 福祉住環境コーディネーター検定 2 級以上の方

※ 福祉住環境コーディネーターの資格をお持ちの方が理由書を作成した場合、資格証の写しを申請時に提出してください（原則として初回のみ提出。その後は市から求めがあった場合のみ提出してください）。

- 下記のような理由により、担当のケアマネジャーがいない場合は、原則としてお住まいの地域の地域包括支援センターの職員に理由書の作成を依頼してください。
 - ・ 住宅改修や福祉用具購入、居宅療養管理指導以外に介護保険のサービスを利用していない場合
 - ・ 要介護・要支援認定の新規申請中の方や転入を予定されている方で、緊急やむを得ない理由により事前申請を行う場合など

③ 工事費見積書（内訳書）〔P18・19 参照〕

- 住宅改修費の給付に関する国の通知にもとづき、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員は、利用者（被保険者）に対して、住宅改修に要する費用の見積書については複数の住宅改修の事業者から見積もりを取っていただくようにご説明をすることとされています。
- 工事費見積書（内訳書）は、宛名を申請者（被保険者）ご本人とし、住宅改修事業者名および住所、担当者名、連絡先を明記してください。社判や代表者印は、住宅改修事業者の通常の業務の取扱いに準ずる方法で問題ありません。（※事業者が通常の業務において見積書に社判等を押印していなければ、市にご提出いただく事業者の見積書にも、押印は不要です。）
- 工事費の内訳については、改修場所・改修部分ごとなどで付番区分し、材料費、施工費、諸経費等に分けて記載してください。また、材料費は、メーカー名・商品名・品番・サイズ・数量・単価等、できる限り詳細に記載してください。部材等の詳細については、別途カタログ等の写しを添付していただいても差し支えありません。
- 諸経費に設計および積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は保険給付の対象外となりますのでご注意ください。また諸経費については工事金額全体の 10%までを標準として審査しますので、それ以上の額が計上されている場合は、市から理由書の作成者や住宅改修事業者に対して、諸経費の内容等について問い合わせる場合があります。
- 介護保険給付対象外の工事を含めて実施する場合は、見積書を別々に作成する必要はありませんが、介護保険の対象部分とそれ以外の部分を区別するとともに、施工費や諸経費等についても、按分等により区別し記載してください。

④ 改修予定箇所が確認できる図面（平面図・立面図等）

- 原則として平面図と立面図を添付してください。ただし、立面図については、床の材料変更等、立面図として表すことができないものは必要ありません。また、手すりの取り付けなどについては、添付していただく改修前の写真の中に、設置する位置の高さや手すりの幅等が記入されていれば、立面図を省略していただいて結構です。
- 平面図については、改修予定箇所が明示され、申請者（被保険者）本人の日常生活上の動線が分かる図面を作成してください。なお、日常生活動線が分かるように、「寝室」「居間」など部屋の用途や部屋の出入口、屋外の場合は「洗濯物干し」や「駐車場」などの場所をできる限り記入してください。玄関や屋外の改修のみであっても、生活動線全般を確認するため屋内の図面を提出してください。この場合、生活動線のみを確認するための平面図は、ケアマネジャー等がケアプラン作成時のアセスメントで作成したものの写し等で差し支えありません。
- 改修予定箇所が日常生活動線以外の場所の場合、保険給付の対象外となることがあります。
- スロープ設置の場合は平面図・立面図等に高低差、水平距離、幅員等の寸法を記載してください。
- 住宅改修が必要な理由書、工事費見積書（内訳書）、図面、写真には改修箇所ごとに「①、②」など対応した番号を振り、照合できるようにしてください。
- 間取りの変更を伴うような改修の場合には、改修前と改修後（予定）のそれぞれの図面を提出してください。
- 過去に住宅改修を行っている場合は、図面に既存の手すり等の状況を明記してください。

⑤ 改修予定箇所が確認できる写真

- 写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、黒板や紙などを利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。
- 改修予定箇所すべての写真を提出してください。分かりにくい場合等は、1か所につき複数枚の写真を提出することもできます。
- 部分的に撮影するのではなく、できるだけ全体の様子が分かるように撮影してください。なお、改修予定箇所の全景が入りきらない場合は、分割して撮影していただいても結構です。
- 事後申請の際に提出していただく改修後の写真と同じアングルになるように撮影し、改修前後の確認ができるようにしてください。
- 写真の中に、手すりの取り付け位置を線で書き込むなど、施工後のイメージが分かるようにしてください。また、立面図を添付しない場合は、設置位置の床からの高さや手すりの幅等も写真の中に書き込んでください。
- 段差解消工事を行う場合は、スケールを当てて寸法がわかるように撮影してください。
- 写真はA4の大きさの台紙に貼り付けるなどして、できる限り平面図等と照合できるような形で提出してください。

⑥ 住宅改修の承諾書または住宅改修の承諾についてのお願い〔P20・21 参照〕

- 改修する住宅が持ち家で、住宅の所有者が申請者（被保険者）ご本人または配偶者ではない場合は、「住宅改修の承諾書」を提出してください。所有者が子など、親族の場合でも必要です。
- 改修する住宅が賃貸住宅の場合は、「住宅改修の承諾についてのお願い」を提出してください。なお、賃借人が申請者（被保険者）本人または配偶者ではない場合には、「住宅改修の承諾書」も併せてご提出ください。
- 改修する住宅が共有名義の場合、すべての共有者の承諾書が必要です。
- 改修する住宅の所有者が死亡し、名義変更等が行われていない場合は、相続の権利があるすべての方の承諾書が必要です。

⑦ 給付費受領委任状〔P22 参照〕

- 「償還払い」を選択した方で、給付額を申請者（被保険者）ご本人以外の口座に振り込む場合に提出してください。

（２） 事後申請（改修工事完了後の手続き）

〔必要書類一覧〕

提出書類		備考
①	介護保険住宅改修完了届	改修工事の着工日、完了日、改修費用等を記入してください
②	領収証の原本	原本の返却が必要な場合は、原本とコピーを提出してください。原本は確認後、返却します。
③	改修完了箇所が確認できる写真	原則として住宅改修業者が作成します
④	その他市から提出を求められた書類	工事内容等により、追加で書類の提出を求める場合があります

〔書類作成上の留意事項〕

① 介護保険住宅改修完了届〔P23 参照〕

- 完了届の様式に記載している「記入上の留意事項」をよくお読みください。
- 記載例を参考に、着工日、完了日、改修費用等を記入してください。

② 領収証

原則として、申請者（被保険者）本人が宛名となっている領収証の原本をご提出ください。領収証原本の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方をご提出ください。市で確認後に原本をお返しします。

- 受領委任払いの場合、領収日（支払日）時点の負担割合により、利用者負担分を事業者へお支払いください（事業者は被保険者証と負担割合証の両方を確認してください）。なお、利用者負担分に1円未満の端数が出た場合は端数を切り上げた金額を事業者へお支払いください。

〔利用者負担分の計算例〕

$$\begin{aligned} &137,692 \text{ 円（保険給付対象費用）} \times 0.1 \text{（1割負担の場合）} \\ &= 13,769.2 \text{ 円} \rightarrow 13,770 \text{ 円（端数を切り上げたお支払い額）} \end{aligned}$$

- 事前申請時に提出された工事費見積書（内訳書）の金額に、保険給付対象外や支給限度額を超えた分の改修費用が含まれている場合は、償還払いの場合は全額（見積書の金額と同額）、受領委任払いの場合は保険給付対象の負担分と全額自己負担分の金額の合計額としてください。

③ 改修完了箇所が確認できる写真

- 改修前と同様に、写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、黒板や紙などを利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。
- 改修前の写真と同じアングルで撮影していただいたものと、工事費見積書（内訳書）との照合を行います。改修前の写真と同じアングルでは詳細が確認できない場合には、別途、照合が行えるようにアップなどの写真も撮影してください。
- 踏み台の設置工事等で、改修後の写真で固定方法が確認できない場合は、固定していることが確認できる施工途中の写真も撮影してください。
- 段差解消工事を行った場合は、スケールを当てて寸法等がわかるように撮影してください。
- 全体が写っていない場合や写真が不明瞭な場合には、撮り直しをお願いすることがあります。

8. 申請にあたっての留意事項

（1） 対象となる種類の改修であっても保険給付を受けられない場合

P1の「保険給付の対象となる住宅改修の種類」に該当する改修であっても、下記のような場合には、保険給付の対象外となりますのでご注意ください。

① 新築や増築の際の住宅改修

手すりの取り付けなど、保険給付の対象となる住宅改修であっても、住宅を新築する際に行った場合は給付の対象外となります。また、増築を行う際の住宅改修については、新たに居室を設ける場合等は給付の対象外となりますが、廊下の拡張に合わせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取り付け」「洋式便器等への便器の取り替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の給付対象となります。

② 被保険者本人の住民登録上の住所以外の住宅の改修

介護保険の住宅改修については、被保険者証に記載されている住所地（住民登録上の居所）の住宅の改修が対象となりますので、実際に生活の本拠にしている場所であっても、住民登録がない住宅の改修については保険給付の対象外となります。（例：お子さんの自宅など、一時的に身を寄せている住宅の改修は給付の対象外）

③ 「老朽化」等を理由とした住宅改修

保険給付の対象となる住宅改修であっても、改修の理由が「老朽化」や「器具の故障」等である場合には、保険給付の対象外となります。そのため、手すりを取り付ける場合に、既存の手すりが設置されていて、それが古くなったからという理由で交換する場合などは保険給付の対象外となります。

（２） 申請の際に注意を要する事例

① 入院・入所中に申請する場合

事前申請時に入院・入所中であっても、退院・退所の見込みがある場合には申請できます。ただし、承認後、改修工事を実施したが、結果的に退院・退所できずに、改修した箇所を利用できなかった場合には、保険給付の対象外となります。また、退院・退所ではなく一時帰宅のための住宅改修についても、保険給付の対象外となります。なお、事後申請は退院・退所し、実際に自宅での生活を開始した後に行ってください。

② 認定申請中に申請する場合

要介護・要支援認定の申請中に住宅改修費の支給申請を行う場合は、申請の区分（新規・更新・区分変更）により、それぞれ下記の内容に気をつけてください。

（新規申請の場合）

住宅改修費の支給申請を行うためには、原則として要介護・要支援認定を受けていることが必要です。ただし、緊急やむを得ない理由がある場合は、事前に市介護保険課介護給付係にご相談の上、要介護・要支援認定の新規申請を行った上で、住宅改修の事前申請を行うことが可能です。ただし、認定結果が出る前に改修工事を実施した後、「非該当」の結果が出た場合には、保険給付の対象外となります。なお、事後申請については、認定結果が出た後に行ってください。

（更新申請の場合）

要介護・要支援認定の更新申請中に、住宅改修の事前申請及び承認を受けた後、要介護・要支援認定の有効期間内に改修工事が完了し、かつ費用の支払いをされた場合は、新しい認定結果が出る前であっても事後申請ができます。ただし、有効期間が終了したのちに改修工事を実施した場合は、認定結果が出た後に事後申請を行ってください。なお、この場合、新しい認定結果が「非該当」であった場合には、保険給付の対象外となります。

（区分変更申請の場合）

要介護・要支援認定の区分変更申請中に、住宅改修の事前申請及び承認を受けた後、要介護・要支援認定結果が出る前に改修工事を実施した場合で、その後「非該当」の結果が出た場合には、保険給付の対象外となります。なお、事後申請については、認定結果が出た後に行ってください。

③ 転入・市内転居を予定している場合

市外からの転入や市内での転居を予定していて、転入・転居をする前に住宅改修を行わなければならない場合等には、転入・転居を予定している住所地での住宅改修について事前申請を行うことができます。ただし、承認後に

改修工事を実施したけれども、結果的に転入・転居をしなかった場合には、住民登録上の住所以外の住宅の改修を行ったことになりますので、保険給付の対象外となります。なお、事後申請は、住民登録を異動し、新しい住所地が記載された介護保険被保険者証の交付を受けてから行ってください。

④ 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

一つの住宅に複数の被保険者がいるときに、同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合は、その住宅改修のうち、各被保険者に必要な範囲を特定し、その範囲が重ならないように調整して、支給申請を行ってください。例えば、同じ住所に被保険者が2人いる場合で、共用の居室の床材の変更を行う場合は、2人のうちどちらか1人だけ支給申請を行ってください。

⑤ 保険給付対象外の工事を併せて実施する場合

保険給付の対象となる住宅改修と一緒に保険給付の対象外の工事を行う場合は、対象部分の範囲や費用の割り振りなど、適切な方法で対象となる使用部材や工事費用が算出できる場合に給付対象になります。保険給付の対象と対象外の工事を同時に行う場合は、上記内容を工事見積書の依頼時等に住宅改修事業者に伝えてください。

9. 事前申請承認後の変更等への対応

(1) 改修工事の内容が変更になる場合

事前申請及び承認後に、工事内容を変更することについては原則として認められませんが、やむを得ない理由等により工事内容を変更する場合は、下記の「基本的な対応」をお読みいただき、再申請や書類の修正・差し替え等の手続きを行ってください。なお、対応方法について判断に迷う場合は、必ず事前に市介護保険課介護給付係にご相談いただき、再申請や内容変更のお手続きが必要かどうか等についてご確認ください。

基本的な対応

事例	利用者・住宅改修事業者等の対応・手続き
1 追加工事が発生するなど、工事費用が事前申請時の見積額より <u>増額</u> になる場合	追加工事等により、工事費用が事前申請時の見積額より <u>増額</u> になる場合は、原則として、工事を中止していただき、再度、事前申請のお手続きを行ってください。増額後の工事費見積もりによる事前申請の承認が、改めて必要となります。工事費が増額になる見込みとなった場合は、速やかに市介護保険課介護給付係までご連絡ください。
2 一部工事を取りやめるなど、工事費用が事前申請時の見積額より <u>減額</u> になる場合	①一部の工事を取りやめることなどにより、工事費用が事前申請時の見積額より<u>減額</u>になる場合は、設置箇所・数を減らしても、「住宅改修が必要な理由書」に記載した目的の達成に問題がないか、ケアマネジャーと連絡調整し、問題がなければそのまま工事を進めてください。また事後申請の際には、「介護保険住宅改修変更理由書」(P24)と工事費見積書(内訳書)等、変更内容に関わる書類を提出してください。 ②追加工事が発生したが、同時に一部の工事も取りやめたため、工事費用が事前申請時の見積額より減額になる場合は、承認内の額になります。ただし、事前申請にはなかった工事が発生した場合は、事例1の「追加工事が発生するなど～」と同様に、原則として、再度、事前申請から承認までのお手続きが必要です。事前申請時にはなかった追加工事が発生する場合は、工事費が増額になる場合と同様に、速やかに市介護保険課介護給付係までご相談ください。
3 工事費用は事前申請時の見積額と <u>変わらない</u> が、工事内容が事前申請時と違う見込みになる場合	①設置位置を数cm程度移動させる場合等、現場での設置位置の微調整等については、特に変更申請等は不要です。 ②右側に設置する予定の手すりを左側に設置する場合などは、住宅改修が必要な理由が変わることもありますので、工事開始前に担当ケアマネジャーに連絡するとともに、事後申請の際に、「介護保険住宅改修変更理由書」(P24)と工事費見積書(内訳書)等、変更内容に関わる書類を提出してください。

（２） 申請を取り下げる場合

① 改修工事を中止する場合

事前申請及び承認後に、申請者（被保険者）が入院・入所するなど、何らかの事情により工事を全て中止する場合には、「介護保険住宅改修費支給申請取下書」（P25）を市介護保険課へ提出してください。また、担当のケアマネジャー等にも工事を中止する理由等をご連絡ください。

② 事前申請承認後 6 か月を経過した場合

病院・施設からの退院・退所が延びるなどの理由により、承認書に記載した「承認決定日」から 6 か月以内に工事を完了することができない見込みとなった場合は、申請の取り下げを行うか期限を延長するか等について確認する必要がありますので、市介護保険課介護給付係へご相談ください。

（３） 改修箇所を利用できなかった場合

入院・入所中に改修工事を実施したが、退院・退所できなくなったなど、何らかの理由により改修した箇所を利用できなかった場合は、保険給付の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。なお、この場合についても、原則として「介護保険住宅改修費支給申請取下書」（P25）を市介護保険課へ提出してください。

10. その他

（１） 生活保護受給者の場合

生活保護受給者が住宅改修の支給申請を行う場合は、受領委任払い用の支給申請書に必要書類を添付し、生活福祉課の担当ケースワーカーに提出してください（事前申請）。なお、住宅改修を行う場合には、申請前に担当のケアマネジャーやケースワーカーと十分に相談の上、手続き等を進めてください。

また、事前申請の承認については市介護保険課から担当ケースワーカーに連絡し、申請者（被保険者）には承認通知を送付します。工事完了後の事後申請については、担当ケースワーカーを通じて市介護保険課に必要書類をご提出してください。

（２） 複数の改修業者からの見積書の徴取

介護保険の住宅改修については、P5 の「 6 . 支給申請の手続き」に記載したとおり、原則として、まずはじめに担当のケアマネジャー等に相談した上で、「住宅改修に必要な理由書」をケアマネジャー等に作成していただき、その理由書に基づいて、改修業者に見積もりを依頼していただくことになります。

なお、住宅改修に要する費用の見積書について、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員は、利用者（被保険者）に対して、住宅改修費の給付に関する国の通知に基づき、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取っていただくように、ご説明をすることとなっています。

住宅改修については、他の介護保険サービスのよう、介護報酬の単価が設定されていないため、同じような改修を実施した場合でも、事業者によって価格等が異なります。

このため、住宅改修を計画される場合には、できるだけ多くの事業者から見積もりをとって、内容や価格等について、比較・検討するようにしてください。

1 1. 申請書類様式と記載例

(1) 事前申請書類

① 介護保険住宅改修費支給申請書（償還払い用）記載例

介護保険住宅改修費支給申請書（償還払い用）													
フリガナ	〇〇 〇〇		被保険者番号	0	0	0	0	〇	〇	〇	〇		
被保険者氏名	〇〇 〇〇		個人番号										
生年月日	明治・大正	昭和	〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日	生	性別	男・女		
住 所	〒 190 - 0015 立川市泉町〇〇-〇〇-〇〇 電話番号 042 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇												
住宅の所有者	〇〇 〇〇					本人との関係		夫					
改修工事の種類 ※該当する項目に ☑してください。	☒ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☒ 引き戸等への扉の取替え ☐ 洋式便器等への便器の取替え					施工業者名		(株)〇〇リフォームセンター					
						着工予定日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
						完成予定日		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
改修工事の箇所・規模	玄関・浴室・リビングに手すり取付け（3か所）												
改修予定費用	180,000 円（税込）					改修費用 （完了時に市が記入）		円（税込）					
申請時の状況	☒ 在宅 ☐ 入院・入所中 施設名（ ）												
事前承認の電話連絡先	☒ ケアマネジャー ☐ 改修業者 ☐ その他（ ） 電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇												
立 川 市 長 殿 上記のとおり必要書類を添えて、介護保険住宅改修費の支給を申請します。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 住 所 立川市泉町〇〇-〇〇-〇〇 〇〇アパート 〇〇号室 申請者 （被保険者） 氏 名 〇〇 〇〇 印													
※申請者氏名が署名である場合は、押印は不要です													
介護保険住宅改修費を下記の口座に振り込んでください（被保険者本人以外の口座となる場合は委任状の添付が必要になります）。													
口座振込 依頼欄	金融機関名		本・支店名		種別		口座番号						
	〇〇〇		銀行 信用金庫 信用組合 農業共同組合		〇〇支店		普通 当座		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇				
	フリガナ		〇〇〇〇 〇〇〇〇										
口座名義人		〇〇 〇〇											
市 記 入 欄	事前審査		事後審査		改修費用総額	円		受付印					
	認定区分		給付制限	有・無	介護保険対象額	円							
	負担割合	割			既保険給付額	円							
	備考欄 （承認連絡）					保険給付対象額	円						
						保険給付額（決定額）	円						

令和5年12月版

② 介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）記載例

[illegible]

③ 住宅改修が必要な理由書（P1）様式

令和5年12月版

住宅改修が必要な理由書（P1）

＜基本情報＞

被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女
利用者	被保険者氏名	認定区分 (該当に○)	要支援	要介護					
	住所	1・2	1・2・3・4・5						

※ 作成者が担当のケアマネジャー（地域包括支援センター職員含む）以外の場合は、下記に担当ケアマネジャー確認済みの署名または記名押印をしてください。※署名の場合は押印不要です。

作成者	現地確認日	年	月	日	作成日	年	月	日
所属事業所	氏名	連絡先						
	資格等	介護支援専門員	地域包括支援センター職員	作業療法士				
		福祉住環境コーディネーター	その他（ ）					

ケアマネジャー	所属事業所	氏名	印	連絡先
---------	-------	----	---	-----

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定
介護状況	貸与・購入品目 改修前 改修後
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたか	●車いす（付属品含む） ☐ ☐
	●特殊寝台（付属品含む） ☐ ☐
	●床ずれ防止用具 ☐ ☐
	●体位変換器 ☐ ☐
	●手すり ☐ ☐
	●スロープ ☐ ☐
	●歩行器 ☐ ☐
	●歩行補助つえ ☐ ☐
	●認知症老人徘徊感知機器 ☐ ☐
	●移動用リフト（つり具部分除く） ☐ ☐
	●腰掛便座 ☐ ☐
	●特殊尿器 ☐ ☐
	●入浴補助用具 ☐ ☐
	●簡易浴槽 ☐ ☐
	●移動用リフトのつり具部分 ☐ ☐
●その他 ☐ ☐	
	☐ ☐
	☐ ☐
	☐ ☐

☐ 説明し、2事業所以上から見積もりを取りました。
☐ 説明しましたが、本人・家族等の希望により、1事業所のみから見積もりを取りました。

④ 住宅改修が必要な理由書（P2）様式

住宅改修が必要な理由書（P2）				
< P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>				
活動	①改善をしようしている生活動作 困っている状況を記入してください	②①の具体的な困難な状況（・・・なので・・・で記入してください）	③改修目的・期待効果を子エツした上で、改修の方針（・・・することで・・・が改善できる）を記入してください	④改修項目（改修箇所）
排泄	☐ トイレまでの移動		☐ できなかつたことのできるようになる	☐ 手すりの取付け
	☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む)		☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他 ()	() () () ()
入浴	☐ 浴室までの移動		☐ できなかつたことのできるようになる	☐ 段差の解消
	☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む)		☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他 ()	() () () ()
外出	☐ 浴室内での移動（立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む)		☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他 ()	() () () ()
	☐ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他 ()		☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他 ()	☐ 引き戸等への扉の取替え () () () ☐ 便器の取替え () () ()
その他の活動	☐ 出入口までの廊内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、器具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他 ()		☐ できなかつたことのできるようになる	☐ 滑り防止等のための床材の変更 () () () ☐ その他 () ()
	調理 台所での移動、姿勢保持		☐ できなかつたことのできるようになる	

工事費見積書 (内訳書)

(施工事業者名)

見積書参考様式 (介護保険対象のみ)

(住所)

(担当者名)	(連絡先)

[illegible]

(※ 1) 住宅改修の種類：
 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え
 (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

[illegible]

⑦ 住宅改修の承諾書 参考様式

年 月 日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

※住宅所有者氏名が署名である場合は、押印は不要です

私の所有する

立川市 _____ 町 _____ の住宅に

_____(被保険者氏名) _____ が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを

承諾いたします。

⑧ 住宅改修の承諾についてのお願い 参考様式

年 月 日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所

氏 名 様

(賃借人)

住 所

氏 名 印

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」のとおりに行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住 宅	名 称	
	所 在 地	
(2) 住宅改修 の概要	個所・部位	内 容

承 諾 書

上記について、承諾します。

(なお、)

年 月 日

(賃貸人)

住 所

氏 名 印

(注)

1. 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。※署名・記名・押印の取扱については、当事者間で決めていただいて差し支えありません。
2. (1)の欄は、契約書頭書を参考にして記載してください。
3. 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。
4. 賃貸人が申請者本人または配偶者以外の場合は、「住宅改修の承諾書」もご提出ください。

⑨ 給付費受領委任状 参考様式

給付費受領委任状

代理人

住 所

氏 名

委任者（被保険者）との関係

私は、上記の者を代理人と定め、次のことに係る受領に関する
権限を委任します。

- ☐ 介護保険高額介護（介護予防）サービス費
- ☐ 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費
- ☐ 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費
- ☐ その他 （ ）

年 月 日

委任者（被保険者）

住 所

氏 名

印

※申請者氏名が署名である場合は、押印は不要です

(2) 事後申請書類

① 介護保険住宅改修完了届 記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

立川市長 殿

申請者（被保険者）

住所 立川市泉町〇〇-〇〇-〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

※申請者氏名が署名である場合は、押印は不要です

介護保険住宅改修完了届

下記のとおり、介護保険住宅改修の対象となる改修工事を完了しましたので、必要書類を添付して、完了届を提出します。

被保険者氏名	〇〇 〇〇	被保険者番号	0 0 0 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇
工事着工日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	改修費用 (総額)	180,000 円
工事完了日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	介護保険対象額	180,000 円
領収日 (領収証の日付)	令和 〇 年 〇 月 〇 日	利用者負担額 (領収証の金額)	18,000 円
退院・退所日	年 月 日		
利用者負担割合 (領収日時点)	1割 2割・3割		

【記入上の留意事項】

- ※ 「改修費用（総額）」には、保険給付対象外の工事も含めた改修費用の総額（原則として事前申請時に提出した工事費見積書の総額）を記入してください。
- ※ 「利用者負担額（領収証の金額）」には、領収証に記載された金額を記入してください。
- ※ 「退院・退所日」の欄は、事前申請時に入院・入所中であった場合、または事前申請後に入院・入所した場合に記入してください。

【提出書類】

- 介護保険住宅改修完了届（本書）
- 領収証の原本（被保険者本人名義のもの、原本の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方を提出）
- 改修完了箇所が確認できる写真（写真内に撮影日を写し込んでいるもの）
- 工事内容が変更になった場合等は、「介護保険住宅改修変更理由書」、変更後の工事費見積書・図面等も提出してください。

受付印

② 介護保険住宅改修変更理由書 様式

年 月 日		
立 川 市 長 殿		
(事業者)		
住 所		
事業所名		
代表者名		
介護保険住宅改修変更理由書		
下記のとおり、改修工事の内容を変更しましたので、理由書を提出します。		
(変更点)		
変更箇所	変更内容	変更額 (減額)
計		
(変更理由)		
上記の変更について同意します。		
申請者 (被保険者)		
住 所		
氏 名		印
※申請者氏名が署名である場合は、押印は不要です		

(3) その他

① 介護保険住宅改修費支給申請取下書 様式

介護保険住宅改修費支給申請取下書									
立 川 市 長 殿									
年 月 日に提出しました、介護保険住宅改修費の支給申請につきまして、下記の理由により申請を取り下げます。									
被保険者番号									
フリガナ							生年月日	性別	
被保険者氏名							明治・大正・昭和 年 月 日	男・女	
住 所	〒								
	電話番号								
取 下 理 由									
年 月 日 申請者（被保険者） 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 ※申請者氏名が署名である場合は、押印は不要です 〔市記入欄〕									
備考欄								受付印	

② 介護保険住宅改修費支給に係る事前申請承認書 様式（市から通知）

〒190-

令和 年 月 日

様

立川市長 酒井 大史

公印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修確認済通知書

令和 年 月 日付で提出のあった介護保険住宅改修費支給に係る事前申請の内容について審査した結果、保険給付の対象になると判断しましたので、承認します。

被保険者氏名			被保険者番号	0000	
確認年月日	令和 年 月 日				
改修の内容					
改修費用（見積額）	円	うち介護保険対象額	円		
過去の給付実績 （給付対象費用額）	改修の内容	改修額	支給額	支給決定日	
自己負担予定額	円				
給付予定額	円				
特記事項					

- 【工事の実施及び事後申請にあたっての留意事項】
- この通知書は、住宅改修費の支給決定通知とは異なりますのでご注意ください。
 - 工事の内容を変更する場合は、原則として工事前に下記までご連絡ください。変更内容によっては、再申請又は書類の差替え、若しくは修正等をお願いする場合があります。
 - 入院又は入所中の場合は退院又は退所した後、要介護・要支援認定申請中の場合は認定結果が出た後に完了届等を提出（事後申請）してください。
 - この通知から3か月以内に工事を完了し、完了届等を提出（事後申請）できない場合は、支給申請取下書を提出してください（退院・退所が遅れるなど事情がある場合はご連絡ください）。
 - 完了届等を提出（事後申請）できる期間は、工事代金を支払った日（領収日）から2年間になります。
 - 次の場合には、住宅改修費の支給ができませんのでご注意ください。
 - ・認定申請中の方で、審査の結果、「非該当（自立）」と判定された場合
 - ・入院又は入所中に工事を行い、退院又は退所できずに改修箇所を使用できなかった場合
 - ・届出なく事前申請の工事内容以外の工事を行った場合 など

問い合わせ先
立川市 福祉保健部 介護保険課
〒190-8666 立川市泉町1156番地の9
042-523-2111

12. 住宅改修費給付Q & A

(1) 手すりの取り付け

No.	表題	質問	回答
1	手すりの形状	手すりには円柱形などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）の手すりもありますが、こうした手すりの取り付けも給付対象になりますか。	上部平坦型（棚状のもの）の手すりも給付対象になります。申請者（被保険者）によっては握力がほとんどない場合や、しっかり握れない場合もあるので、ご本人の身体状況に合わせて手すりの形状を選択することが重要です。
2	通路への手すりの取り付け	玄関から道路までの通路に手すりを取り付けたいのですが、給付対象になりますか。	給付対象になります。
3	庭に出るための手すりの取り付け	洗濯物を干すために物干し台のある庭に手すりを取り付ける場合は、給付対象になりますか。また、庭の手入れをするために取り付ける手すりは、給付対象になりますか。	介護保険の住宅改修は日常生活上の動作を助けるための工事を対象とし、趣味や仕事をするといったご本人の生きがいや生活を充実させるための工事は対象外となります。たとえば洗濯物を干す行為がご本人の日常生活上の行為であり、ご本人の自立支援につながるなどの効果が得られる場合は、給付対象になり得ます。一方、庭の手入れは、ご本人の生きがいや生活を充実させるものと考えられるため、保険給付の対象外となります。
4	年に数回利用する手すりの取り付け	2階建ての家屋で、普段は1階で生活しています。2階にある洋服を季節ごとに出入れするため、年に数回階段を利用しますが、その階段に手すりを取り付ける場合は、給付対象になりますか。	住宅改修は日常生活上の動作を助けるための工事を対象とするため、年に数回しか利用しない手すりは日常生活上の動作とは考えられないことから、保険給付の対象外となります。
5	老朽化した手すりの撤去・新設	以前に取り付けた手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを取り付ける場合は、給付対象になりますか。	単に老朽化したという理由であれば保険給付の対象外となりますが、破損等により使用できないような状態になった場合は給付対象になります。その場合には「住宅改修が必要な理由書」に、使用できない状態であることを明記するとともに、写真等により手すりとしての機能が果たせなくなっていることを市が確認する必要がありますので、必要に応じて事前に市介護保険課介護給付係までお問い合わせください。
6	既存手すりの取り付け位置の変更	既に手すりを取り付けていますが、身体状況に合わせて取り付け位置（高さ等）を変更する場合は、給付対象になりますか。	身体状況等により位置を変更せざるを得ない場合は、取り外す費用と改めて取り付ける費用が給付対象になります。
7	はね上げ式手すりの取り付け	階段に手すりを取り付けたいのですが、窓の開閉ができなくなるなどの理由から、一方が固定されていて、もう一方がはね上げ式になっている可動式の手すりを取り付ける場合は、給付対象になりますか。	動作または取り付け位置の環境条件から可動の必要がある場合は、可動式の手すりを取り付けた場合も給付対象になります。

No.	表題	質問	回答
8	ペーパーホルダーなどとの一体型手すりの取り付け	棚やペーパーホルダーなどとの一体型の手すりを取り付ける場合は、給付対象になりますか。	棚やペーパーホルダーなどとの一体型の手すりについては、手すりの部分のみが給付対象になります。このため、介護保険対象外となる棚やペーパーホルダーと、介護保険対象になる手すりの金額を、区分して見積書（内訳書）を作成してください。
9	手すりの取り付けに伴うクロスの張り替え（付帯工事）	手すりを取り付けるための下地補強に伴い、クロスの張り替えが必要になった場合、その費用は給付対象になりますか。	下地補強した部分については、クロス張り替えに係る費用も付帯工事として給付対象になりますが、補強した壁面全体のクロスを張り替えた場合は、面積按分等を行い、補強部分のみの張り替え費用が給付対象になります。
10	2 つ目のトイレの手すり	1 階及び 2 階の両方にトイレがあり、それぞれに手すりを取り付けたい場合は、給付対象になりますか。	公平・適正な介護保険給付を行うという観点から、1 つの日常生活動作に対する給付は 1 つとしています。このため、原則としてどちらか一方のトイレの手すりのみが住宅改修の給付対象となります。
11	動線の両側の手すり	階段の昇降やトイレの立ち座りなど、動線の両側に手すりを取り付けたいが給付対象になりますか。	原則として、手すりは動線の片側のみの設置を給付対象としています。また、階段昇降の際は両側に手すりを設置することで、かえって危険になる場合もありますので、担当ケアマネジャー等と十分なご相談をされますよう、お願いいたします。 ただし、例えば本人の片手に麻痺があるなど、両側に手すりがない場合は安全な動作ができない身体的理由がある場合は、対象とする場合があります。

（２） 段差の解消

No.	表題	質問	回答
1	通路の段差解消	玄関から道路までの通路の段差を解消する工事は、給付対象になりますか。	通路へのスロープの設置など、段差を解消するための工事は給付対象になります。なお、スロープなどの幅をどこまで認めるかは一律には定めていませんが、本人の身体状況や車いすを利用する場合の状況などに基づき、必要となる幅が給付対象になります。
2	通路の傾斜の解消	通路に傾斜があるため、車いすでの走行が困難な場合に、その傾斜を解消するための工事は、給付対象になりますか。	段差の解消として給付対象になります。
3	浴室へのすのこの設置	脱衣所と浴室の床の段差を解消するため、浴室用すのこを製作し、設置する場合は、給付対象になりますか。	浴室用すのこは、特定福祉用具の「浴室内すのこ」に該当するものと考えられますので、住宅改修ではなく、福祉用具購入の給付対象になります。ただし、取付工事を伴うものは住宅改修の給付対象になります。
4	上がりかまち（框）の段差の緩和	上がりかまちの段差を緩和するため、式台を設置したり、上がりかまちの段差を 2 段にしたりする工事は、給付対象になりますか。	式台については、取付工事を伴うものは段差の解消として給付対象になりますが、取付工事を伴わないものや移動が可能なものは保険給付の対象外となります。また、上がりかまちを 2 段にする工事は、床の段差解消として給付対象になります。

No.	表題	質問	回答
5	昇降機などの設置	昇降機、リフト、段差解消機などの設置については、給付対象になりますか。	昇降機、リフト、段差解消機といった動力（自動・手動にかかわらず）により床段差を解消する機器を設置するための工事は、保険給付の対象外となります。なお、リフトについては、移動式や固定式、据置式の場合は、「移動用リフト」として福祉用具貸与の対象になります。
6	浴槽の取り替え	高齢者が自立して、または介助を受けて入浴ができるように、浴室の床と浴槽の底との高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えは、段差の解消として給付対象になりますか。	浴室の床と浴槽の底との段差解消については、特定福祉用具（浴室すのこ等）の活用もしくは浴室床のかさ上げ工事などで対応していただくことになります。ただし、これらの対応でもなお十分な段差の解消が図れない場合は、浴槽の取り替えについても給付対象になる場合があります。なお、風呂釜など浴槽以外の設備費用は保険給付の対象外となります。
7	通路への転落防止柵の設置（付帯工事）	車いすなどで移動するためにスロープを設置した場合、転落防止柵などを設置する工事は、給付対象になりますか。	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的として柵を設置する場合は、段差解消の付帯工事として給付対象になります。
8	段差解消に伴う床の解体（付帯工事）	床の段差解消を図るため、スロープを設置する際に、もともとある床を解体する必要がある場合は、解体工事についても給付対象になりますか。	スロープを設置するために床を解体・撤去する工事は、床の段差解消に必要な付帯工事として給付対象になります。
9	浴室床のかさ上げに伴う付帯工事（付帯工事）	脱衣所と浴室の床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げまたはすのこの設置を行いました が、浴室の床が上がったことに伴う次の工事については、付帯工事として給付対象になりますか。 ①水道の蛇口の下に洗面器が入らなくなったため、蛇口的位置を変更する工事。 ②浴室床が上がったために、浴槽の底との高低差が増し、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合に、浴槽のかさ上げをするなどの工事。 ③上記②の場合で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合における、浴槽の改修または取り替えの工事。	①～③のいずれの場合も給付対象になります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

No.	表題	質問	回答
1	通路面の材料変更の対象となる材料	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付対象になりますか。	コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。なお、路盤の整備も付帯工事として給付対象になります。
2	床材の表面への加工	滑りの防止を図るため、床材の表面に溝をつけるなどの加工をする工事は、給付対象になりますか。	床の材料変更として給付対象になります。
3	通路面の材料などへの加工	滑りの防止を図るため、通路面について、舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）を行う工事は、給付対象になりますか。	いずれも通路面の材料変更として給付対象になります。
4	車いす利用の場合の畳からフローリングへの変更	車いすを利用していますが、タイヤが小さいため、畳にひっかり動きづらいことがあります。このため、畳からフローリングへの床材の変更を考えていますが、給付対象になりますか。	畳敷から板製床材への変更は床の材料変更にあたるため、身体状況などから必要性が明らかである場合は、給付対象になります。
5	車いすの利用により傷んだ床材の取り替え	車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替える場合は、移動の円滑化を図るための床の材料変更として給付対象になりますか。	老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、保険給付の対象外となります。
6	階段への滑り止めなどの取り付け	階段に滑り止め（ノンスリップ）を取り付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は、給付対象になりますか。	ノンスリップやカーペットを置くだけでは保険給付の対象外となります。ただし、金具や両面テープ、接着剤等で固定する場合は、給付対象になります。

(4) 引き戸等への扉の取り替え

No.	表題	質問	回答
1	門扉の取り替え	門扉の取り替えは、給付対象になりますか。	引き戸等への扉の取り替えとして給付対象になります。
2	既存の扉の撤去	既存の扉を撤去したいのですが、撤去するだけで、新たに扉を設置しない場合は、給付対象になりますか。	扉を撤去するだけで新たに扉を設置しない場合についても、扉の取り替えにあたるため、給付対象になります。
3	間口の拡張および開き戸から開き戸への変更	トイレを利用する際、入口が狭くて車いすが入らないのですが、間口を拡張して開き戸から開き戸に変更した場合は、給付対象になりますか。また、洗面室に入るために、同じく扉を撤去し、間口を拡張しましたが、新しい扉を設置しない場合は、給付対象になりますか。	通常、開き戸から引き戸に変更することで車いすが入れるようになる改修を想定していますが、引き戸への変更が難しい場合は、間口を拡張して大きな開き戸に変更することも「引き戸等への扉の取り替え」の範囲に含まれるため、給付対象になります。また、扉の撤去工事も給付対象となります。ただし、新しい扉を設置しない場合は扉の取り替えに伴う付帯工事に該当しないため、間口を拡張する工事は保険給付の対象外となります。

No.	表題	質問	回答
4	新たな扉の設置	要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊して新たに扉を設置する場合は、給付対象になりますか。	既存の扉がないので、保険給付の対象外となります。
5	身体の状態に合わせた性能の変更	扉そのものは取り替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は、給付対象になりますか。また、内開きを外開きに変更する工事は、給付対象になりますか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取り替えとして給付対象になります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、内開きを外開きに変更する場合のほか、ドアノブをレバー式把手などに変更する場合、戸車を設置する場合なども対象になります。
6	開閉が容易でない引き戸の取り替え	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、給付対象になりますか。	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由であれば給付対象になりますが、古くなったから新しい物に取り替えるという理由であれば、保険給付の対象外となります。

(5) 洋式便器等への便器の取り替え

No.	表題	質問	回答
1	暖房・洗浄機能付きの洋式便器への取り替え	和式便器から暖房や洗浄等の機能が付加された洋式便器への取り替えについては、給付対象になりますか。	商品として暖房や洗浄等の機能の付いた洋式便器が一般的に供給されている現状を踏まえ、そのような機能が付いた便器への取り替えについても給付対象とします。ただし、あくまで洋式便器への取り替えを認めたものであるため、暖房や洗浄等の機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事の対象外となります。
2	洋式便器の便座のみの取り替え	既存の洋式便器の便座を、暖房や洗浄等の機能が付加された便座に取り替える場合は、給付対象になりますか。	和式便器から洋式便器への取り替えを給付対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためであることから、暖房や洗浄等の機能が付いた製品に関わらず、便座のみの交換は保険給付の対象外となります。
3	和風改造用腰掛便座の設置	和風改造用腰掛便座を設置する場合は、給付対象になりますか。	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは、福祉用具購入（補高便座）の給付対象になります。ただし、配管工事が必要で、工事後取り外しができないものについては住宅改修の給付対象になる場合もありますので、あらかじめご相談ください。
4	洋式便器の高さの変更	利用者が既存の洋式便器では立ち上がりが困難になったり、膝が十分に曲がらなくなったりした場合、便器をかさ上げるなどの工事は、給付対象になりますか。	本人の身体状況の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する必要がある場合、まずは福祉用具購入品目の補高便座で対応できないかどうか検討してください。福祉用具での対応が困難な場合は、既存の便器をかさ上げしたり、高さの高い洋式便器に取り替えたりする工事が給付対象になります。
5	洋式便器の向きの変更	身体に麻痺があるため、現状の洋式便器の便座に座れないことから、便器の向きを変えたいのですが、この場合は給付対象になりますか。	障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事は、給付対象になります。また、当該工事のために、トイレ内部の中扉を撤去する必要がある場合は、この中扉の撤去費用も給付対象になります。
6	別の場所への洋式便器の設置	現在使用している和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に新たに洋式便器のトイレを設置した場合は、給付対象になりますか。	和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取り替えたことになるため、便器の取り替えについてのみ給付対象となります。ただし、既存の和式便器のトイレを残したまま、新たに洋式便器のトイレを設置する場合は取り替えにあたらなため、保険給付の対象外となります。

No.	表題	質問	回答
7	水洗化に伴う給排水工事（付帯工事）	非水洗和式便器から水洗洋式便器へ取り替える場合の水洗化に伴う給排水工事は、給付対象になりますか。	非水洗和式便器から水洗洋式便器に取り替える場合、浄化槽の取付工事や公共下水道に接続する桧からトイレまでの給排水工事など、水洗化に伴う部分の工事は保険給付の対象外となります。付帯工事として認められる給排水工事は、便器の取り替えに伴う排水管の位置の変更部分の工事のみになります。
8	便器の取り替えに伴う壁等の撤去（付帯工事）	小便器があるトイレと大便器（和式便器）があるトイレが隣り合っており、これを1つのトイレにして洋式便器を設置する場合、2つのトイレを仕切っていた壁または扉を撤去する工事については、給付対象になりますか。	間仕切りを撤去しないと便器の据え付けができない場合や、要介護者等が福祉用具を利用する必要があり、それを利用して中へ入ることができない場合など、便器の取り替えに伴って壁や扉を撤去しなければならない理由がある場合は、付帯工事として給付対象になります。

（６） 複合（ユニットバスの設置等）

No.	表題	質問	回答
1	玄関以外の場所へのスロープの設置（段差の解消、床・通路面の材料変更）	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する場合は、給付対象になりますか。また、スロープから先の道路までの部分に通路を設置する場合は、給付対象になりますか。	掃出し窓から屋外に出ることが日常生活の実態であること（通路や生活動線としての実態があること）が前提となりますが、玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の取り付けは通路面の材料変更として、いずれも給付対象になります。
2	ユニットバスの設置（手すりの取り付け、段差の解消、床・通路面の材料変更）	ユニットバスの設置によって、下記のような住宅改修が行われる場合、給付対象になりますか。 ①脱衣所と浴室の床の段差解消が図られる場合 ②浴室床と浴槽底の高低差が適切なものになる場合 ③浴室の床が滑りにくい床材に変更される場合 ④必要な場所に手すりが設置される場合	①② 段差解消として特定福祉用具（浴室内すのこ等）の活用を検討した上で、なお問題が解決しない場合に限り、給付対象とします。 ③ 滑り防止として特定福祉用具（浴室内すのこ等）の活用を検討した上で、なお問題が解決しない場合に限り、給付対象とします。 ④ 身体状況等により必要性があれば、給付対象とします。 ユニットバスについては、購入費用の全額が給付対象になるものではなく、出窓や壁、天井、壁面収納等は対象外になるほか、①～④の改修についても、身体状況等により必要性がある箇所のみが対象になります。なお、①～③については、ユニットバスメーカーの資料や面積按分等により対象費用を算出してください。

(7) その他

No.	表題	質問	回答
1	家族が行う改修	本人または家族が自ら住宅改修を行った場合は、給付対象になりますか。	本人または家族が自ら材料を購入し、住宅改修を行った場合は、原則として材料の購入費のみが給付対象になります。
2	外泊のための改修	入院中または施設入所中の被保険者が、月に数日自宅に帰ってくる（外泊）ために住宅改修を行う場合、給付対象になりますか。	介護保険での住宅改修は居宅サービスとして位置づけられており、入院または施設は居宅サービスは利用できないことから、外泊時のための住宅改修は、保険給付の対象外となります。退院や退所した後に申請を行ってください。なお、緊急やむを得ない理由により、退院前に自宅等の住宅改修が必要な場合は、事前に市介護保険課介護給付係までご相談ください。
3	改修中等に被保険者が死亡した場合	住宅改修中に被保険者（在宅）が亡くなった場合には、給付対象となりますか。また、入院中に退院の見込みがあって改修を行いました、容体が急変して入院先で亡くなった場合には、終了していた工事について、給付対象になりますか。	在宅で住宅改修中にお亡くなりになった場合には、死亡時に完成している部分までが給付対象となります。 一方、亡くなった時点で工事は終了していたが、自宅に戻ることなく病院でお亡くなりになった場合には、改修した箇所を一度も利用されなかったこととなりますので、保険給付の対象外となります。
4	複数の被保険者が関わる改修	同一世帯で複数（夫婦等）の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思いますが、トイレの改修工事において、便器の取り替え（和式から洋式）を妻（要介護1）、床段差の解消と手すりの取り付けについては夫（要支援1）というように、各々の必要度に応じて、対象を設定することは可能でしょうか。	重複しなければ可能です。便器の取り替えは、その床段差の解消まで含めて一体的な工事であるため、重複すると考えます。手すりについては重複していないので可能です。
5	賃貸アパートの共用部分の改修	賃貸アパートにおいて、廊下などの共用部分の改修は、給付対象になりますか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は専用の居室内に限られるものと考えます。しかしながら、通常的生活領域と認められる洗面所やトイレなどが共用となっていて、改修の必要性が認められる場合には、住宅の所有者の承諾を得ていることを条件に、給付対象とします。
6	分譲マンションの共用部分の改修	分譲マンションにおいて、廊下などの共用部分の改修は、給付対象になりますか。	賃貸アパート等と同様、対象範囲は専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規定に違反していなかったり、他の区分所有者の同意が得られていたりすれば、共用部分の改修についても給付対象になります。
7	賃貸アパート退去時の原状回復	賃貸アパートから退去する場合に、以前住宅改修を行った箇所を原状回復するための費用は、給付対象になりますか。	原状回復のための費用は、保険給付の対象外となります。

No.	表題	質問	回答
8	支給限度基準額の例外措置の適用	以前に住宅改修費の給付を受けたことがある家屋と同一の敷地内に、高齢夫婦のみが住む家屋を新築しました。その後新築家屋で住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても、「転居した場合の例外」として支給限度基準額（利用限度額）がリセットされますか。	別の家屋であっても、同一敷地内で住居表示が同一の場合は「転居した場合の例外」にはあたりませんので、支給限度基準額（利用限度額）はリセットされません。ただし、土地の分筆をし、枝番が付くなど住居の表示が変わって、住民登録上も転居の届出を行った場合には、転居として扱うことは可能です。